

愛媛県政課題に関する県民の意識調査結果について

1 調査目的

平成 25 年 7 月 1 日、愛媛県自転車安全利用促進条例が施行され、基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神の普及・浸透と自転車ヘルメットの着用促進を図っている。

また、条例を一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から自転車損害保険等への加入義務化となったことから、県民への浸透状況を把握するための参考として調査。

2 調査方法

インターネットを利用したアンケート調査

3 調査期間

令和 7 年 11 月 5 日（水）～同年 11 月 18 日（火）

4 回答者数

400 人（18～79歳の県内在住者）

5 概要

《ヘルメットの着用状況》※回答者・自転車利用者239人

- ・着用する（毎回、概ね、半分程度、時々） 97人（40.6%） 前年比-4.5%
- ・着用しない 142人（59.4%）

《どのようなきっかけがあれば着用するか》※回答者・ヘルメット未着用者142人

- ・法律等で定められた場合（罰則あり） 84人（59.2%） 前年比-4.5%
- ・ヘルメット購入費用の補助がある場合 37人（26.1%） 前年比-5.8%

《自転車損害保険等》※回答者・自転車利用者239人

- ・自転車損害保険等の加入者 132人（55.2%） 前年比-2.9%
- （
 - ・保険等の加入義務化に関係なく加入している 105人（43.9%） 前年比-1.6%
 - ・保険等の加入義務化をきっかけに加入した 27人（11.3%） 前年比-1.3%）
- ・自転車損害保険等未加入者 67人（27.2%） 前年比-5.1%
- （
 - ・未加入の理由最多は“意識したことがない” 25人（36.2%） 前年比+1.9%
 - ・保険があることを知らないから 18人（26.1%） 前年比+8.2%）
- ・入っているかどうか不明 38人（15.9%） 前年比+1.3%

《シェア・ザ・ロード等の認知状況》※回答者400人

- ・「シェア・ザ・ロード」いつも思いやりを持って運転している 207人（51.8%） 前年比+0.6%
- ・「思いやり 1.5m運動」安全な間隔を保つか、徐行している 269人（67.3%） 前年比+2.3%
- ・「走ろう！車道運動」車道左側走行が原則を知っている 272人（68.0%） 前年比-4.8%

※ ヘルメット未着用者のヘルメット着用きっかけとして、法律等で着用義務・罰則がある場合（59.2%）に次いでヘルメット購入費用補助（26.1%）を求めている。